

令和5年度弘前市町会集会所設置事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、町会が行う集会所の設置事業等を促進し、もって地域住民の自治意識の向上及びコミュニティ活動を推進するために、令和5年度予算の範囲内において、弘前市町会集会所設置事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 集会所 次に掲げる要件を全て満たすもの（集会所と併設する屯所その他の施設と共用で使用する部分（以下「共用部分」という。）を含む。）をいう。

ア 町会（複数の町会で構成する団体が補助金の交付の申請をする場合にあっては、当該団体）が設置管理する建物であること。

イ 会議室等の地域住民のコミュニティ活動をすることができる機能を有していること。

ウ 地域住民が継続的に使用できること。

エ 神社仏閣等の宗教に関連する機能を備えていないこと。

(2) 設置事業等 次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

ア 集会所の新築、増築又は改築に要する主体工事（建物の基礎、躯体、屋根、外壁その他仕上げ部分に係る工事をいう。）及び附帯工事（電気、ガス、給排水、冷暖房（備品を除く。）に係る工事をいう。）

イ 既存の集会所の排水設備の新設工事

ウ 既存の集会所の修繕工事又は模様替工事

エ 集会所の用に供するための既存の建築物の取得

(3) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備又は弘前市農業集落排水処理施設条例（平成18年弘前市条例第175号）第2条第4号に規定する排水設備をいう。

(4) 補助事業 地域住民の自治意識の向上及びコミュニティ活動を推進するために行う、集会所の設置事業等であって次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の実支出額の合計額が500,000円以上のもの（排水設備の新設工事については、500,000円未満のものを含む。）

イ 補助金の交付決定以後に行われる事業であって、令和5年度内に完了する事業であること。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助事業者」という。）は、町会又は複数の町会で構成する団体とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、工事費（備品に係る経費を除く。）又は取得費（用地買収費及び事務費を除く。）と

し、補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額（当該得た額に1,000円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以内の額とする。

- 2 補助対象経費の実支出額の合計額は、集会所の面積（平方メートルを単位とするものをいう。以下同じ。）を3.3で除して得た数（小数点第2位未満の端数を生じたときは当該端数を切り上げた数）に350,000円を乗じて得た額又は次の表の左欄に掲げる町会加入世帯数の区分に応じ右欄に定める額のいずれか少ない額を上限とする。

100世帯以下	28,000,000円
101世帯以上200世帯以下	31,500,000円
201世帯以上500世帯以下	35,000,000円
501世帯以上800世帯以下	38,500,000円
801世帯以上1000世帯以下	42,000,000円
1001世帯以上	45,500,000円

備考

- 1 町会加入世帯数は、補助金の交付を申請する日時点のものとする。
- 2 補助事業者が複数の町会で構成する団体である場合は、各町会の加入世帯数を合算した数を町会加入世帯数とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成15年度以後に市（合併前の弘前市を含む。）から同種の補助金等の交付を受けている場合は、同項に規定する少ない額から当該補助金等の交付の対象とされた経費の実支出額の合計額を控除した額を上限とする。
- 4 第1項の場合において、集会所に共用部分が含まれるときは、次に掲げる式によって算定したものを集会所の面積から除くものとする。

$$\text{共用部分の面積} \times \frac{\text{屯所その他の施設（共用部分を除く。）の面積}}{\text{集会所（共用部分を除く。）の面積} + \text{屯所その他の施設（共用部分を除く。）の面積}}$$

- 5 実施する補助事業について、一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が定めるコミュニティ助成事業実施要綱に基づくコミュニティセンター助成事業（以下「コミュニティセンター助成事業」という。）として助成を受ける場合の補助対象経費及び補助金の額は、前3項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
コミュニティ助成事業実施要綱に規定する助成対象経費	補助対象経費の5分の3以内の額 (15,000,000円を上限とする。)

(交付申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和5年度弘前市町会集会所設置事業等補助金交付申請書（様式第1号）とする。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 会議録の写し等総会において補助事業の実施について住民の同意がとれていることがわかるもの
 - (4) 見積書

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和5年度弘前市町会集会所設置事業等補助金事業変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工をする場合は、市内業者(市内に本店を有するものに限る。以下同じ。)に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書(様式第5号)を提出しなければならない。
- (4) 給水装置工事については、弘前市水道事業給水条例(平成18年弘前市条例第178号)第6条第1項に規定する指定給水装置工事事業者に行わせること。
- (5) 排水設備等の新設等の工事の施行については、弘前市下水道条例(平成18年弘前市条例第172号)第6条第1項又は弘前市農業集落排水処理施設条例(平成18年弘前市条例第175号)第7条第1項に規定する排水設備工事事業者のいずれか適切な者に行わせること。
- (6) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和5年度弘前市町会集会所設置事業等補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出して、その承認を受けること。
- (7) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (8) コミュニティセンター助成事業として助成を受ける場合は、補助事業が自治総合センターの宝くじの普及広報費による助成金を原資として行うものであることを広報するため、集会所の設置場所に、自治総合センターの宝くじの社会貢献広報「表示に関するデザインマニュアル」に定める表示をすること。

(交付決定)

第7条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和5年度弘前市町会集会所設置事業等補助金交付決定通知書(様式第7号)とする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和5年度弘前市町会集会所設置事業等補助金事業完了(廃止)実績報告書(様式第8号)とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 領収書、受領書等支払を証明するものの写し

(4) 工事写真（工事又は修繕を実施した場合に限る。）

(5) 建物全部事項証明書（既存の建築物を取得した場合に限る。）

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第6条第6号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して20日を経過した日又は令和6年3月29日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定通知）

第10条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和5年度弘前市町会集会所設置事業等補助金交付額確定通知書（様式第11号）とする。

（財産の管理及び処分）

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第20条ただし書きの市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

3 市長は、補助事業者が、屯所その他の施設の利用者に対し、当該施設の設置目的の範囲内に限り共有施設を使用させることを承認する。

（補助金の請求等）

第12条 補助金の請求は、令和5年度弘前市町会集会所設置事業等補助金請求書（様式第12号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

3 補助金は、概算払により交付することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年度の補助事業について適用する。